

みなかみ町空き家家財処分等支援事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、みなかみ町内の空き家を有効に活用し、移住及び定住の促進による地域活性化を図るため、当該空き家の家財道具等の処分に要する経費に対して、みなかみ町空き家家財処分等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「空き家」とは、みなかみ町空き家バンク制度設置要綱（平成26年みなかみ町告示第89号）に基づく空き家バンクに登録した又は登録しようとする空き家等をいう。

2 この要綱において、「家財処分等」とは、空き家に残されている家財道具の処分若しくは清掃（ごみの収集、運搬及び処理を含む。）又は当該空き家の敷地内にある樹木の伐採、草刈等の環境整備をいう。

3 この要綱において、「所有者等」とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者（個人に限る。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、空き家の所有者等であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 3親等以外の者に売買又は賃貸するため、空き家の家財処分等を行う者
- (2) 納付すべき市区町村民税を滞納していない者
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (4) みなかみ町暴力団排除条例（平成24年みなかみ町条例第23号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が実施する空き家における家財処分等に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家財処分等を行う前にみなかみ町空き家家財処分等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 見積書
- (3) 現況写真（家財処分等を行う前の空き家又はその敷地の状況が分かるもの）
- (4) 納税証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかにみなかみ町空き家家財処分等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 町長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、みなかみ町空き家家財処分等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条第1項の補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、家財処分等が完了したときは、速やかにみなかみ町空き家家財処分等支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 現況写真（家財処分等を実施した後の空き家又はその敷地の状況が分かるもの）

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、その関係書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、みなかみ町空き家家財処分等支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の補助金確定通知書を受けた交付決定者は、速やかにみなかみ町空き家家財処分等支援事業補助金交付請求書（様式第7号）に補助金の振込先の金融機関、支店及び口座を確認することができる通帳等の写しを添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定後、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた日から起算して3年を経過する日までの間に空き家バンクの登録を取下げ又は登録を取り消されたとき。

(3) その他この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、みなかみ町空き家家財処分等支援事業補助金交付決定取消し通知書（様式第8号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めて返還を命

ずるものとする。

- 2 前項の規定による助成金の返還を命ぜられた交付決定者は、これを返還期限までに納付しなかったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。